

「原子力施設等の防災対策について（改訂案）」の改訂のポイント

平成22年 6月 2日
原子力安全委員会事務局

平成22年5月に使用済燃料貯蔵の事業許可が行われたことを受け、「原子力施設等の防災対策について」（以下、「防災指針」という。）の対象となる原子力施設に、使用済燃料貯蔵施設を加える。

また、「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」（以下、「EPZ: Emergency Planning Zone」という。）について、使用済燃料貯蔵施設は、防災指針の附属資料4「EPZ についての技術的側面からの検討」の「V（1）最低限のEPZの考え方」に示される「災害に至るような異常事象がほとんど考えられず、屋内退避等の住民の防護措置を必要とするような範囲をあえて想定することが困難な施設」に該当することから、他の施設のEPZのめやすの考え方と整合を図り、そのめやすの距離を約50メートルとする。